

大分県報

平成三十一年
第三〇七五号
四月十二日

（金曜日）

目次

人事委員会規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………一

告示

青少年に有害な興行の指定……………一

大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………二

大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画の一部変更……………二

道路区域の変更……………二

道路の供用開始……………二

河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定……………三

港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定（二件）……………三

大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例による適正化推進区域の指定……………三

……………三

公告

都市計画図書の縦覧（二件）……………三

公共測量の終了（二件）……………四

○人事委員会規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月十二日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十五号

平成三十一年四月十二日

大分県報（人事委規則・告示）

一

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十四年大分県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
別表の日出町の部の本庁の款の町長部局の項中「室長」を「契約検査室長」に改め、同款の教育委員会事務局の項中「室長」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○告示 示

大分県告示第二百十号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成三十一年四月十二日

大分県知事

廣 瀬

勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平三一・ 三・二九	映画	凌辱の人妻 ねらわれた股間	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	神ってる快感 絶頂うねりびらき	オーピー映画	〃
〃	〃	悶絶上映 銀幕の巨乳	オーピー映画	〃
〃	〃	ひまわりDays 全身が性感帯	オーピー映画	〃

大分県告示第二百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成三十一年四月十二日

大分県知事

廣 瀬

勝 貞

一 受託者の住所及び氏名

大分市大字古国府字内山千三百三十七番地の十五

公益財団法人森林ネットおおいた

理事長 重本 悟

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

大分県告示第二百十二号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、大分県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画(平成三十年大分県告示第四百七十六号)の一部を平成三十一年三月二十六日付けで次のとおり変更したので、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成三十一年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二の表中

くろまぐろ三十キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」とい う。)	〇・七トン
くろまぐろ三十キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」とい う。)	六・〇トン
くろまぐろ三十キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」とい う。)	〇・七トン
くろまぐろ三十キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」とい う。)	六・三トン

を

に改める。

二の1を削り、同2を1とし、同3中「広域」を「知事」に改め、同3を2とする。

四の2中「漁船漁業等の広域管理量」、「」を削る。

五の2中「漁船漁業等の広域管理量」を削る。

大分県告示第二百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年四月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
平成三十一年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道日田玖珠線 珠線	日田市大字羽田字横畑二五三〇番一 地先から 日田市大字羽田字入美二八八二番地 先まで	前	二八・四 四・二	メートル 二二三・〇
		後	三五・八 九・八	二二三・〇
	日田市大字羽田字上村三四二〇番二 地先から 日田市大字羽田字上村三四二〇番一 地先まで	前	四・五 三・二	三五・〇
		後	一一・三 三・二	三五・〇

大分県告示第二百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成三十一年四月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
平成三十一年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道日田玖珠線	日田市大字羽田字横畑二五三〇番一地先から 日田市大字羽田字入美二八八二番地先まで	平三一・四・一二
	日田市大字羽田字上村三四二〇番二地先から 日田市大字羽田字上村三四二〇番一地先まで	
県道弓立上戸次線	大分市大字河原内字立野三一〇九番二から 大分市大字河原内字立野三〇六九番五まで	

大分県告示第二百十五号

河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の四第一項第二号の規定により、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のように指定し、平成三十一年四月二十二日から適用する。

平成三十一年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

水系名 河川名 河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの

中江川	船舶、はしご、浮棧橋、ブイ（浮標）
中川	船舶、はしご、浮棧橋、ブイ（浮標）

大分県告示第二百十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、平成三十一年四月二十二日から適用する。

平成三十一年四月十二日 大分県知事 広 瀬 勝 貞

港湾名 放置等禁止区域 放置等禁止物件

大分港 港湾区域（別図に示す区域に限る。） 船舶、はしご、浮棧橋、ブイ（浮標）

（「別図」は、省略し、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備えて置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、平成三十一年四月二十二日から適用する。

平成三十一年四月十二日 大分県知事 広 瀬 勝 貞

港湾名 放置等禁止区域 放置等禁止物件

佐伯港 港湾区域及び臨港地区（港湾管理者が船舶、はしご、浮棧橋、ブイ（浮標）管理するものに限る。）（別図に示す区域に限る。）

（「別図」は、省略し、大分県土木建築部港湾課及び佐伯土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百十八号

大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例（平成三十年大分県条例第三十八号）第七条第一項の規定により、次の区域（別図に示す区域に限る。）を適正化推進区域に指定し、平成三十一年四月十二日から適用する。
なお、「別図」は省略し、大分県土木建築部港湾課及び河川課並びに佐伯土木事務所において縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

所在市町村	港湾・河川名	区 域 名
佐伯市	佐伯港	港湾区域及び臨港地区（港湾管理者が管理するものに限る。）
	番匠川水系中江川	河川区域
	番匠川水系中川	河川区域

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 都市計画の種類及び名称
中津都市計画特定用途制限地域（中津市決定）
三光準都市計画用途地域（中津市決定）
三光準都市計画高度地区（中津市決定）
- 二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

中津都市計画用途地域（中津市決定）

三光準都市計画特定用途制限地域（中津市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州地方整備局山国川河川事務所長から公共測量を終了した旨の通知があった。

平成三十一年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

1 公共測量（河川定期縦断測量―三級水準）

2 公共測量（一級・二級基準点測量）

二 作業の地域

1 中津市（山国川、中津川 国土交通省直轄区間）

2 中津市耶馬溪町

三 作業の終了日

平成三十一年三月二十日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州農政局西国東海岸保全事業所長から公共測量を終了した旨の通知があった。

平成三十一年四月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類
公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量、現地測量）

二 作業の地域

豊後高田市呉崎、西真玉

三 作業の終了日

平成三十一年三月二十五日